

環境物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人経済産業研究所

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、公表する。

I. 特定調達物品等の令和 7 年度における調達の目標

令和 7 年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（令和 7 年 1 月 28 日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類

情報用紙 （コピー用紙、フォーム用紙、インク ジェットカラープリンター用塗工紙） 印刷用紙（塗工されていない印刷用紙、塗工 されている印刷用紙） 衛生用紙（トイレットペーパー、ティッシュ ペーパー）	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
---	----------------------------------

2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
---	----------------------------------

回転ゴム印

定規

トレー

消しゴム

ステープラー（汎用型）

ステープラー（汎用型以外）

ステープラー針リムーバー

連射式クリップ（本体）

事務用修正具（テープ）

事務用修正具（液状）

クラフトテープ

布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）

両面粘着紙テープ

製本テープ

ブックスタンド

ペンスタンド

クリップケース

はさみ

マグネット（玉）

マグネット（バー）

テープカッター

パンチ（手動）

モルトケース（紙めくり用スポンジケース）

紙めくりクリーム

鉛筆削（手動）

OA クリーナー（ウェットタイプ）

OA クリーナー（液タイプ）

ダストプロワー

レターケース

メディアケース

マウスパッド

OA フィルター（枠あり）

丸刃式紙裁断機

カッターナイフ

カッティングマット

デスクマット

ＯＨＰフィルム

絵筆

絵の具

墨汁

のり（液状）（補充用を含む。）

のり（澱粉のり）（補充用を含む。）

のり（固形）

のり（テープ）

ファイル

バインダー

ファイリング用品

アルバム（台紙を含む。）

つづりひも

カードケース

事務用封筒（紙製）

窓付き封筒（紙製）

けい紙

起案用紙

ノート

パンチラベル

タックラベル

インデックス

付箋紙

付箋フィルム

黒板拭き

ホワイトボード用イレイザー

額縁

テープ印字機等用カセット

テープ印字機等用テープ

ごみ箱

リサイクルボックス

缶・ボトルつぶし機（手動）

名札（机上用）

名札（衣服取付型・首下げ型）

鍵かけ（フックを含む。）

チョーク

グラウンド用白線

梱包用バンド	
--------	--

3.オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
--	----------------------------------

4.画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	令和7年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、 調達目標は100%とする。
--	---

5.電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	令和7年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、 調達目標は100%とする
--	--

6.オフィス機器等

シュレッダー	令和7年度に購入する物品及び同年度か
--------	--------------------

デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池または小型充電式電池	ら新たにリース契約を行うものについては、 調達目標は 100%とする
--	---------------------------------------

7.移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	令和 7 年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、 調達目標は 100%とする
------------------------	---

8.家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	令和 7 年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、 調達目標は 100%とする。 (電気冷蔵庫等は基準値 1 を満たすもの)
---	---

9.エアコンディショナー等

家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	いずれの品目についても、調達の予定はない。
---	-----------------------

10.温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水器 石油温水器 ガス調理機器	いずれの品目についても、調達の予定はない。
--	-----------------------

11.照明

LED 照明器具 LED を光源とした内照式表示灯 電球形 LED ランプ	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。 (LED 照明器具は基準値 1 を満たすもの)
---	--

12.自動車等

調達の予定はない。

13.消火器

調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。

14.制服・作業服

調達の予定はない。

15.インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
--	-------------------------------

16.作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。

17. その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
---	-------------------------------

18.設備

調達の予定はない。

19.災害備蓄用品

災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源 *毛布 *作業手袋 *テント *ブルーシート 備蓄用作業服 *一次電池 (*は他の分野と同品目)	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
--	----------------------------------

20.公共工事

調達の予定はない。

21.役務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達目標は100%とする。
食堂	調達の予定はない。
自動車専用タイヤ更生	調達の予定はない。
自動車整備	調達の予定はない。
庁舎管理	調達の予定はない。
植栽管理	調達の予定はない。
加煙試験	調達の予定はない。
清掃	調達の予定はない。
タイルカーペット洗浄	調達目標は100%とする。
機密文書処理	調達目標は100%とする。
害虫防除	調達の予定はない。
輸配送	調達目標は100%とする。

旅客輸送（自動車）	調達目標は１００％とする。
庁舎等において営業を行う小売業務	調達の予定はない。
クリーニング	調達目標は１００％とする。
飲料自動販売機設置	調達の予定はない。
引越輸送	調達目標は１００％とする。
会議運営	調達目標は１００％とする。
印刷機能等提供業務	調達の予定はない。

22.ゴミ袋

プラスチック製ゴミ袋	調達目標は１００％とする。
------------	---------------

Ⅱ．特定調達物品等以外の令和7年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

特定調達物品以外の環境物品を選択する際は、エコマークやエコリーフ等を参考にし、環境負荷の少ない製品の調達に努めることとする。

Ⅲ．その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 研究所内にグリーン調達のための推進体制を引き続き設ける。体制概要は別紙のとおりとする。
2. 本調達方針は研究所全体を対象とする。
3. 調達の実績は、各品目ごとに取りまとめ公表する。
4. 物品等の調達に当たっては、調達量ができる限り少なくなるように努める。
5. 機器類等については、可能な限り修理等を行い長期間の使用に努める。
6. 調達する品目に応じてエコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
7. 自動車を使った物品の納入及び役務提供に際しては、原則として基本方針で定められた自動車を利用するように働きかけるとともに、物品の納入に際しては簡易な包装に努めるよう働きかける。
8. 本調達方針に基づく調達担当窓口は、総務グループ人材・管理担当とする。

(別紙)

〔 独立行政法人 経済産業研究所グリーン調達推進体制 〕

グリーン調達推進連絡会議

主宰者 総務ディレクター

構成員 総務副ディレクター

情報システム担当マネージャー

人材・管理担当マネージャー

財務・経理担当マネージャー

人材・管理担当スタッフ